

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【公表番号】特表2015-510613(P2015-510613A)

【公表日】平成27年4月9日(2015.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-023

【出願番号】特願2014-555621(P2014-555621)

【国際特許分類】

G 02 F 1/13357 (2006.01)

G 02 B 5/02 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/13357

G 02 B 5/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

このように、「不織拡散体付きディスプレイ」の実施形態を開示する。当業者は、本明細書に記載される光学的フィルム及びフィルム物品が、これらの開示されたものとは異なる実施形態で実施できることを理解するであろう。開示された実施形態は、制限の目的ではなく、説明の目的で示される。本発明の実施態様の一部を以下の項目[1] - [22]に記載する。

[1]

ディスプレイシステムであって、

液晶ディスプレイパネルと、

光を放射する能力を持つ、光を放射する光源と、

光学的に前記光源と前記液晶ディスプレイパネルとの間の高分子不織拡散体素子と、
を含み、

前記高分子不織拡散体が、非配向であり、50マイクロメートル未満の纖維直径と、5
を超える長さ／直径の纖維アスペクト比と、10～80グラム／m²の範囲の坪量と、を
有する、ディスプレイシステム。

[2]

前記ディスプレイシステムが、直接光式のディスプレイシステムである、項目1に記載
のディスプレイシステム。

[3]

前記ディスプレイシステムが、エッジライト式のディスプレイシステムである、項目1
に記載のディスプレイシステム。

[4]

前記高分子不織拡散体素子が、0.15g/cm³以上の密度を有する、項目1～3の
いずれかに記載のディスプレイシステム。

[5]

前記高分子不織拡散体素子が、50%以上の可視光線透過度を有する、項目1～4の
いずれかに記載のディスプレイシステム。

[6]

前記高分子不織拡散体素子が、0.9以上の有効透過度を有する、項目1～5のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[7]

前記高分子不織拡散体素子が、80%以上のヘイズを有する、項目1～6のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[8]

前記高分子不織拡散体素子が、70%以下の透明度を有する、項目1～7のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[9]

前記高分子不織拡散体素子が、前記不織拡散体素子の少なくとも一部を充填する樹脂を含む、項目1～8のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[10]

ディスプレイシステムであって、

液晶ディスプレイパネルと、

光を放射する能力を持つ、光を放射する光源と、

光学的に前記光源と前記液晶ディスプレイパネルとの間の高分子不織拡散体素子と、
を含み、

前記高分子不織拡散体が、非配向であり、50%以上の可視光線透過度及び0.9以上の有効透過度を有する、ディスプレイシステム。

[11]

前記ディスプレイシステムが、直接光式のディスプレイシステムである、項目9に記載のディスプレイシステム。

[12]

前記ディスプレイシステムが、エッジライト式のディスプレイシステムである、項目9に記載のディスプレイシステム。

[13]

前記高分子不織拡散体素子が、0.15g/cm³以上の密度を有する、項目9～11のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[14]

前記高分子不織拡散体素子が、50マイクロメートル未満の纖維直径を有する、項目9～12のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[15]

前記高分子不織拡散体素子が、5を超える長さ/直径の纖維アスペクト比を有する、項目9～13のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[16]

前記高分子不織拡散体素子が、10～80グラム/m²の範囲の坪量を有する、項目9～14のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[17]

前記高分子不織拡散体素子が、80%以上のヘイズを有する、項目9～15のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[18]

前記高分子不織拡散体素子が、70%以下の透明度を有する、項目9～16のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[19]

前記高分子不織拡散体素子が、65%以上の可視光線透過度を有する、項目9～17のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[20]

前記高分子不織拡散体素子が、1.0以上の有効透過度を有する、項目9～18のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[21]

前記高分子不織拡散体素子が、90%以上のヘイズ及び70%以上の透過度を有する、項目9～19のいずれかに記載のディスプレイシステム。

[22]

前記高分子不織拡散体素子が、前記不織拡散体素子の少なくとも一部を充填する樹脂を含む、項目1～8のいずれかに記載のディスプレイシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ディスプレイシステムであって、

液晶ディスプレイパネルと、

光を放射する能力を持つ、光を放射する光源と、

光学的に前記光源と前記液晶ディスプレイパネルとの間の高分子不織拡散体素子と、を含み、

前記高分子不織拡散体が、非配向であり、50マイクロメートル未満の纖維直径と、5を超える長さ／直径の纖維アスペクト比と、10～80グラム／m²の範囲の坪量と、を有する、ディスプレイシステム。

【請求項2】

ディスプレイシステムであって、

液晶ディスプレイパネルと、

光を放射する能力を持つ、光を放射する光源と、

光学的に前記光源と前記液晶ディスプレイパネルとの間の高分子不織拡散体素子と、を含み、

前記高分子不織拡散体が、非配向であり、50%以上の可視光線透過度及び0.9以上の有効透過度を有する、ディスプレイシステム。